**第六・五条**　国際規格、指針及び勧告

1　締約国は、国際規格、指針及び勧告が、強制規格、適合性評価手続及び国内の任意規格を調和し、並びに貿易に対する不必要な障害を削減する上で重要な役割を果たし得ることを認識する。

2　各締約国は、貿易の技術的障害に関する協定第二条、第五条及び附属書三に規定する国際規格、指針又は勧告があるかどうかを判断するに当たり、貿易の技術的障害に関する協定第二条、第五条及び附属書三の規定に関連する国際規格、指針及び勧告の作成のための原則についての委員会決定（文書番号Ｇ／ＴＢＴ／九、二千年十一月十三日、附属書四）並びにその後の関連する決定及び勧告であって、ＷＴＯの貿易の技術的障害に関する委員会（以下この章において「ＷＴＯの貿易の技術的障害委員会」という。）が採択したものに定める原則を考慮する。

3　締約国は、適当な場合には、他の国際的な場（ＷＴＯの貿易の技術的障害委員会を含む。）における国際規格及び関連する問題に関する討議の文脈において、相互の調整及び連絡を強化する。

**第六・六条**　任意規格

1　各締約国は、任意規格の立案、制定及び適用に関して、国内の任意規格を立案し、制定し、及び適用する自国の標準化機関が、貿易の技術的障害に関する協定附属書三を受け入れ、かつ、遵守することを確保する。

2　締約国は、国内の任意規格を作成するに当たり関連する国際規格の内容又は構成を修正する必要があった場合において、他の締約国の要請があったときは、自国の標準化機関に対し、内容及び構成においていかなる相違があるか並びに当該相違の理由を示すよう奨励する。この役務の提供のために課されるいかなる手数料も、送付に係る実費を除くほか、国内及び外国の者について同一の手数料とする。

3　2の規定を適用するほか、各締約国は、自国の標準化機関が、国際貿易に対する不必要な障害をもたらすことを目的として又はこれらをもたらす結果となるように国際規格の内容及び構成の修正を立案し、制定し、又は適用しないことを確保することを確実に行う。

4　各締約国は、次の事項を含む分野において、自国の領域に所在する関連する標準化機関と他の締約国の標準化機関との間の協力を奨励する。

(a)　任意規格に関する情報の交換

(b)　任意規格の設定の手続に関する情報の交換

(c)　相互に関心を有する分野における国際標準化の活動

**第六・七条**　強制規格

1　各締約国は、貿易の技術的障害に関する協定2.4に規定する限りにおいて、関連する国際規格又はその関連部分を自国の強制規格の基礎として用いる。締約国は、関連する国際規格又はその関連部分を自国の強制規格の基礎として用いない場合において、他の締約国の要請があったときは、その理由を説明する。

2　各締約国は、貿易の技術的障害に関する協定2.2の規定を実施するに当たり、強制規格の案が正当な目的の達成のために必要な範囲を超えて貿易制限的でないことを確保するため、利用可能な代替手段を検討する。

3　各締約国は、他の締約国の強制規格が自国の強制規格と異なる場合であっても、当該他の締約国の強制規格を同等なものとして受け入れることに積極的な考慮を払う。ただし、当該他の締約国の強制規格が当該各締約国の強制規格の目的を十分に達成すると認められる場合に限る。

4　締約国は、他の締約国の強制規格を自国の強制規格と同等なものとして受け入れないことを決定する場合において、当該他の締約国の要請があったときは、その決定を行った理由を説明する。

5　締約国は、貿易の技術的障害に関する協定2.8の規定を実施するに当たり、デザイン又は記述的に示された特性ではなく性能に着目した産品の要件に基づく強制規格を定めない場合において、他の締約国の要請があったときは、その理由を提供する。

6　締約国は、安全上、健康上、環境の保全上又は国家の安全保障上の緊急の問題が生じ、又は生ずるおそれがある場合を除くほか、輸出締約国に所在する生産者に対してその産品又は生産方法を輸入締約国の要件に適合させるための十分な時間的余裕を与えるため、強制規格の公表とその実施との間に合理的な期間を置く。この6の規定の適用上、「合理的な期間」とは、強制規格が追求する正当な目的を達成する上で効果的でない場合を除くほか、通常六箇月以上の期間をいうものと了解する。

7　他の締約国の強制規格と類似の強制規格を作成することに関心を有する締約国の要請があった場合には、要請を受けた当該他の締約国は、実行可能な限り、自国の強制規格の作成に当たって利用した関連する情報（研究及び文書を含む。秘密の情報を除く。）を提供する。

8　各締約国は、自国の強制規格であって、自国の中央政府機関が立案し、及び制定するものを自国の領域全体に一律に、かつ、一貫して適用する。この8のいかなる規定も、地方政府機関が、貿易の技術的障害に関する協定の規定に適合する態様で追加の強制規格を立案し、制定し、及び適用することを妨げるものと解してはならない。

**第六・八条**　適合性評価手続

1　貿易の技術的障害に関する協定5.4の規定を適用するほか、各締約国は、中央政府機関が関連する国際規格又はその関連部分を自らの適合性評価手続の基礎として用いることを確保する。ただし、特に、国家の安全保障上の必要、詐欺的な行為の防止、人の健康又は安全の保護、動物又は植物の生命又は健康の保護、環境の保全、気候その他の地理的な基本的要因、基本的な技術上又は社会的生産基盤上の問題等の理由により、関連する国際規格又はその関連部分が当該各締約国にとって適当でない場合は、この限りでない。もっとも、この場合には、要請に応じ、十分な説明を行う。

2　各締約国は、適合性評価の効率性を高め、重複を避け、及び費用対効果を確保するために他の締約国において行われた適合性評価手続の結果を受け入れることの重要性を認識する。

3　各締約国は、他の締約国における適合性評価手続が自国の適合性評価手続と異なる場合においても、可能なときは、当該他の締約国における適合性評価手続の結果が受け入れられることを確保する。ただし、関係する強制規格又は任意規格との適合性について、当該他の締約国における適合性評価手続が自国の適合性評価手続と同等の保証を与えない場合は、この限りでない。

4　締約国は、他の締約国の要請があった場合には、当該他の締約国において行われた適合性評価手続の結果を受け入れない理由を説明する。

5　各締約国は、他の締約国において行われた適合性評価手続の結果の受入れを促進するための広範な仕組みが自国の状況及び関係する特定の分野の状況に応じて存在することを認識する。当該仕組みには、次の事項が含まれ得る。

(a)　関係する締約国に所在する機関が行う適合性評価手続の結果に関する相互承認協定

(b)　関係する締約国に所在する認定機関又は適合性評価機関の間の協力的かつ自発的な取決め

(c)　適合性評価機関に資格を与えるための認定の利用（他の締約国が与える認定を承認するための関連する多数国間の協定又は取決めによるものを含む。）

(d)　他の締約国に所在する適合性評価機関の指定

(e)　締約国による他の締約国において行われた適合性評価手続の結果の一方的な承認

(f)　製造者適合宣言又は供給者適合宣言

6　関係する締約国は、妥当な要請があった場合には、適合性評価手続の結果の受入れを促進するため、5に規定する仕組みについて情報を交換し、又は経験を共有する（当該仕組みの策定及び適用に関するものを含む。）。

7　締約国は、関連する国際的な機関（地域的なものを含む。）が適合性評価の分野における協力において重要な役割を果たし得ることを認識する。これに関し、各締約国は、当該協力を促進するに当たり、締約国に所在する関連する機関のこれらの国際的な機関（地域的なものを含む。）における参加状況又は構成機関としての資格を考慮する。